

ガス・上下水道事業のインボイス制度（適格請求書等保存方式）への対応

令和5年10月1日から消費税の複数税率に対応した仕入税額控除の方式として、インボイス制度（適格請求書等保存方式）が開始されます。
庄内町企業課では次のとおり対応いたします。

(1) インボイス（適格請求書）発行事業者の登録

インボイス（適格請求書）発行事業者の登録を行いました。それぞれの名称及び登録番号は以下のとおりです。

庄内町ガス事業会計 T3800020002850
庄内町水道事業会計 T5800020002849
庄内町下水道事業会計 T2800020002851



(2) ガス・上水道料金、下水道使用料のインボイス（適格請求書）の対応

インボイス制度（適格請求書等保存方式）の実施に伴い、ガス・上水道料金、下水道使用料の請求について、**令和5年9月検分分から「ガス・上水道、下水道使用量等のお知らせ」と「ガス・上水道料金、下水道使用料等納入通知書（振替不能の場合、督促状を除く）」をインボイス（適格請求書）として発行し、消費税額、適用税率、インボイス発行事業者登録番号を記載いたします。**仕入税額控除の適用を受ける場合に必要となりますので、該当する場合は大切に保存ください。

なお、インボイス対応により上記発行物の表記が一部変更となりますが、料金算定は従来から消費税相当額を加えた額としているため、インボイス対応による算定額への変更はありません。

※インボイス制度の概要は国税庁ホームページをご覧ください。

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice.htm>

2023年度「ガスと暮らしの安心」運動がスタート（9/1～11/30）

企業課を含めすべてのガス事業者は、ガス事故のない社会の実現を目指します。

詳しくは企業課ホームページにある右のバナーや、QRコードをクリックしてください。



ガス
安全

安心の
4つのポイント

- ガス機器の使用中は必ず換気
- 安心を見守る、警報器の設置・交換を
- 古くなったガス機器は安全型に交換
- ガス機器とガス栓は正しく接続

令和5年度しょうない秋まつりで「水道ガス展」開催します！

令和5年10月1日（日）10:00～14:30 庄内町屋外多目的運動場にて

○水道、ガス機器の展示と特価販売！

○ご成約いただいた方には金額に応じて「ゆいカード」進呈の特典付き！

○アンケートにお答えいただいた方にはBOXティッシュ1箱をプレゼント！

ご家族みなさままで是非お越しください。お待ちしております。

詳しくは9月下旬の新聞折込チラシでお確かめください。



企業課通信 2023.9.1 第46号

特集：下水道事業の現状と課題



鶴岡工業高等学校の生徒が就業体験学習にチャレンジ！

令和5年7月5日に鶴岡工業高等学校情報通信科2年生の生徒3名がインターンシップ（就業体験学習）で企業課に来庁してくれました。

はじめに庄内町のガス事業と上水道事業について学習した後、ガス混合設備やガスホルダーなどを見学しながら巡視点検を体験し、午後からは笠山配水場へ移動して水道施設点検を体験しました。庁舎事務室に戻ってからはCAD（図面作成ソフト）を使って水道ガス管の工事設計に必要な図面の作成にも挑戦しました。

生徒の皆さんは自ら積極的に質問をするなどして3名とも熱心に学習してくれましたし、これからはますます水道とガスに関わる仕事に興味を持っていただければ幸いです。そして今回の経験を活かし、社会に羽ばたいていくことを期待しています！



笠山配水場で水道施設点検



CADの操作説明を受けながら図面作成

「夏休み親子下水道教室」が4年ぶりに開催

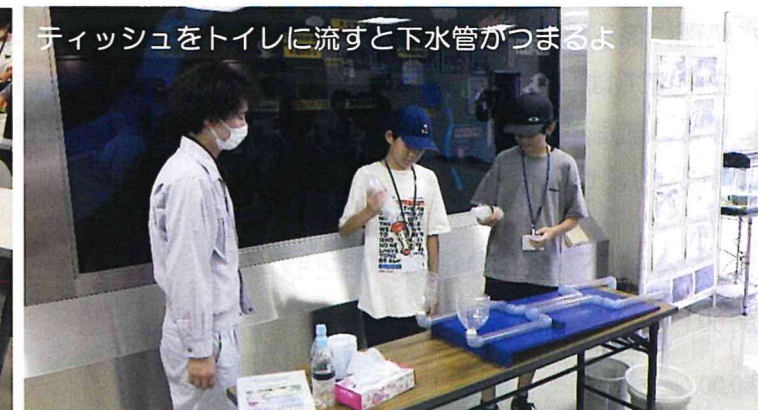
令和5年8月4日、庄内浄化センターで「夏休み親子下水道教室」が開催されました。新型コロナウイルスの影響により4年ぶりの開催となりましたが、庄内処理区では17名の親子が参加されました。

参加された皆さんは、浄化センター施設を見学し、下水道の役割や仕組みを学んだり、顕微鏡を使って汚れた水をきれいにしてくれる微生物を観察しました。

下水道の仕組みや働きについて理解を深めるとともに、自然の恵みや環境の大切さを子供と保護者が一緒になって体験・学習する貴重な機会となりました。



微生物いたかな？

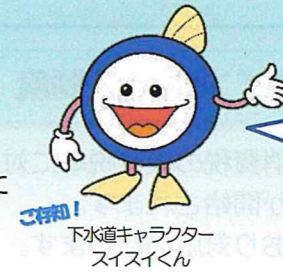


ティッシュをトイレに流すと下水管がつまるよ

発行 庄内町企業課 庄内町余目字滑石1番地1 ☎0234-42-0185
企業課ホームページ <http://www.town.shonai.lg.jp/kigyoka/index.html>

下水道事業の現状と課題 ～安全で快適な暮らしを守るために～

全国下水道事業は、人口減少に伴う使用料収入の減少や古くなった施設の更新などによって厳しい経営環境となっています。しかし、私たちが安全で快適な暮らしをおくるために「下水道事業」はこれからも持続的な経営を確保する必要があります。庄内町の下水道事業は、本格的な維持管理の時代に突入しています。

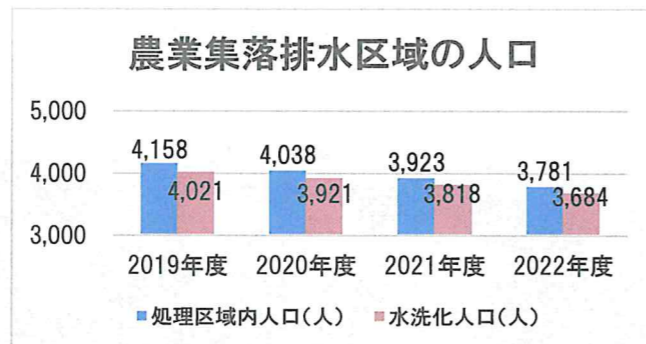
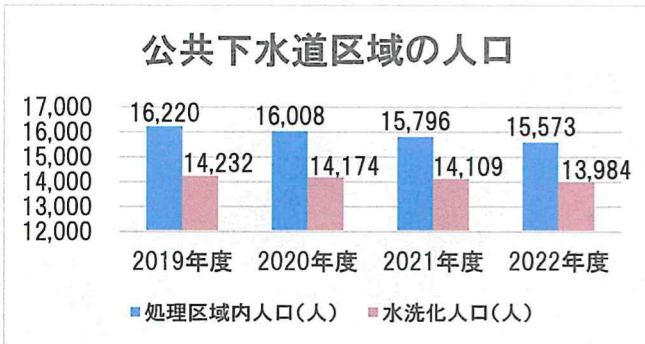


9月10日は
下水道の日

庄内町の下水道事業の現状と課題

水洗化人口の減少

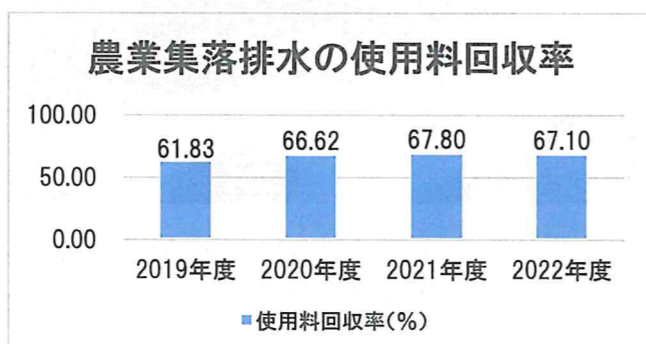
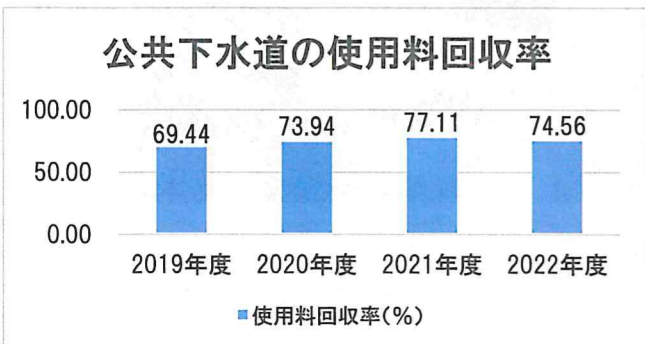
庄内町の水洗化人口は、人口減少の影響から、年々減少しており、特に農業集落排水区域は年間約100人の減少となっています。このことは下水道使用料としていただく下水道収益の減収につながり、下水道事業を経営するにあたって非常に大きな不安要素です。



使用料回収率

使用料回収率は、使用料で回収すべき経費をどの程度賄っているかを示した指標であり、公営企業会計における「独立採算の原則」では、100%以上である必要があります。数値が100%を下回っている場合は、汚水処理に係る経費を使用料以外の収入により賄われていることを意味しています。

庄内町では、公共下水道、農業集落排水いずれにおいても100%を大きく下回っています。このため、早急に経費の徹底的な抑制を図る一方で、使用料の適正化を図ることにより、回収率の向上に取り組んでいかなければなりません。



課題への対応策

○対策1:経費の抑制

農業集落排水については、人口減少や施設の老朽化が進んでいることから持続可能な事業運営のために、施設の計画処理能力や耐用年数等を踏まえ、施設の**広域化・共同化**の取組みが必要です。

庄内町の農業集落排水処理施設は、14施設もあり県内で3番目に多い処理施設数となっているので、近隣施設(下水道への編入含む。)との統廃合等による適切な施設規模の維持は有効と考えられます。

そのため、庄内町では一部処理施設の統合や、流域下水道への編入も検討しています。



○対策2:料金の適正化

庄内町は、旧余目町と旧立川町が合併した平成17年度に料金体系を統一いたしました。実質的には平成11年3月の供用開始以降20年以上も料金改定を実施していない状況にあります。

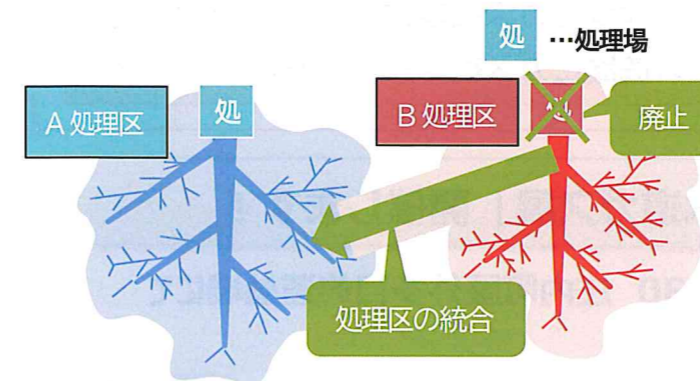
そこで、ストックマネジメント(資産管理)計画の作成を踏まえ、令和7,8年度を目途に使用料の見直しについて検討することとしています。

下水道事業の広域化・共同化の取組みとは

広域化の事例

○処理区の統合

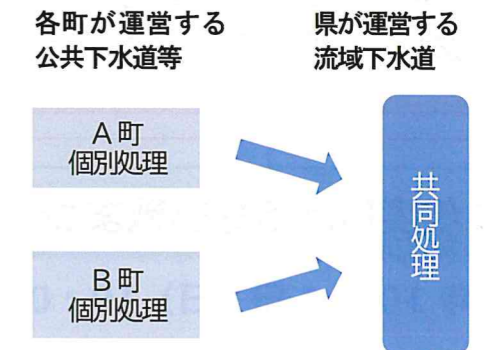
B処理区をA処理区に接続し、B処理場を廃止します。



共同化の事例

○下水汚泥の共同処理

流域下水道の汚泥処理施設に、各町の公共下水道等の汚泥を集めて処理します。



広域化・共同化のメリット

処理場の運転管理業務費等のコスト削減や、少人数での施設管理が可能となります。